

## 広報ながはま 4月1日号訂正について（お詫び）

4月1日号広報ながはま 15ページに掲載の第5期介護保険料（平成24年度～26年度）の掲載内容に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正をさせていただきます。ご迷惑をおかけしました。

### 【訂正か所】

#### 第4段階対象者について

- (正) 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人
- (誤) 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人

#### 第6段階対象者について

- (正) 本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円未満の人
- (誤) 本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以下の人

段階	対象者	基準額に対応する割合【保険料（年額）】
第1段階	生活保護受給者および世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	×0.4 24,380円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.5 30,480円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	×0.65 39,620円
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	×0.75 45,720円
第5段階	世帯が市民税課税で、本人が市民税非課税の人	基準額 60,960円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円未満の人	×1.25 76,200円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上380万円未満の人	×1.5 91,440円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が380万円以上の人	×1.75 106,680円